

総会

配布：一般

2015年9月22日

第69会期

議事日程議題 118

2015年9月11日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/69/1007)]

69/321. 総会の活動の再活性化

総会は、

2014年9月10日の総会決議 68/307 および総会の活動の再活性化に関するその他の全ての従前の諸決議¹を再確認し、

2015年の国際連合機構の70周年記念および国連が、その加盟国の数並びにその議題の問題の両方に関して、その創設以来かなり成長してきたという事実注意到し、

総会の役割、権限、有効性および効率性を更に高める必要性を強調し、

総会の活動の再活性化は、国際連合の全体的な改革の極めて重要な構成部分であることをくり返し表明し、

国際連合憲章に従って、国際の平和および安全の問題に対処することにおける総会の役割を認識し、そしてその第12条に規定する場合を除く外、この憲章の範囲内にある問題または事項について国際連合の加盟国若しくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告をするという、この憲

¹ 決議 46/77、47/233、48/264、51/241、52/163、55/14、55/285、56/509、57/300、57/301、58/126、58/316、59/313、60/286、61/292、62/276、63/3096、64/301、65/315、66/294 および 67/297。

章の第 10 条で確立された総会の役割および権限を認め、

国際連合の主要な審議の、政策立案のそして代表的な機関としての国際連合の中心的立場並びに標準設定の過程および国際法の法典化における総会の役割を再確認し、

北京宣言および北京行動綱領²の 20 周年記念を考慮して、ジェンダー平等および女性の地位と能力の向上を達成する国際連合の範囲内における現行の政府間努力を認識し、そして最善の候補者を選択する必要性を念頭に置きつつ、事務総長の地位に対するものを含む、上級の意思決定の立場へのアクセスを得ることにおける女性と男性のための平等の機会を保証する必要性を確信し、

憲章に規定されているように、グローバル・ガバナンスにおけるものを含む、国際社会に対するグローバルな懸念事項における総会の役割と権限を再確認し、

総会の第 69 会期期間中の総会の活動の再活力化を新たに活気づかせるための総会議長の取組を歓迎し、

2015 年 4 月 14 日に開催された、活動方法に関する総会の活動の再活力化に関するアド・ホック作業部会のテーマ別会合で主要委員会の委員長たちが行った総会の主要委員会の活動方法の改善に関する所見と提案に留意し、

1. 総会の活動の再活力化に関するアド・ホック作業部会の報告書およびそこに添付された再活力化に関する総会決議の更新された目録³を歓迎する。

2. 国際連合ウェブサイトから直接アクセス可能な、六つの公用語の全てで存在している、総会の活動の再活力化専門の多言語ウェブ・ページに感謝しつつ留意し、そして事務局に対し、費用効率の高いやり方でウェブ・ページとその実質的な内容を定期的且つ平等に最新情報にすることを続けることを招請する。

² 第四回世界女性会議報告書、北京、1995 年 9 月 4 - 15 日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）第 1 章、決議 1、添付文書 I および II。

³ A/69/1007.

3. 以下のことを行う、全ての加盟国に開かれた、総会の活動の再活力化に関するアド・ホック作業部会を、総会の第 70 会期に、設立することを決定する。

(a) 特に、過去の会期において並びに従前の諸決議に基づいて達成された進展に基礎を置くことにより、その実施の状況を評価することを含む、総会の役割、権限、有効性および効率性を高めるための更なる方法を特定すること。

(b) 総会の第 70 会期に、総会に対してその点に関して報告書を提出すること。

4. アド・ホック作業部会は、総会の第 69 会期に提出されたアド・ホック作業部会の報告書に添付された再活性化に関する総会諸決議の目録の再検討を続けるものとする事、そして、その結果として、総会の第 70 会期に提出されることになっている報告書に添えられることになっている目録を更新することを続けることをまた決定する。

5. 事務総長報告書⁴に留意し、そして事務総長に対し、総会の第 70 会期でアド・ホック作業部会による更なる審議のために、実施されない裏にある制限や理由の兆候と共に、実施されてきていないものの実施のための、再活性化に関する総会決議の規定に関する最新情報を事務局に宛てて提出することを要請する。

総会の役割および権限

6. 憲章の第 24 条に従って、安全保障理事会が、国際の平和および安全の維持に対する主要な責任を有していることを念頭に置きつつ、国際連合憲章の第 10 から 14 条および 35 条に従って、適当と認められる場合に、総会による迅速かつ緊急な行動を可能にする総会の手続規則の規則 7 から 10 に規定された手続を利用しつつ、国際の平和および安全に関する問題を含む、総会の役割および権限を再確認する。

7. 総会の活動の再活力化に関するものを含む、総会諸決議の実施が、総会の役割、権限、有効性および効率性を高めることを認識し、そして総会諸決議の完全実施における加盟国の重要な役割と責任を強調する。

⁴ A/69/793.

8. 国際連合の主要機関間の関係は、憲章に記されているその各々の任務、権限、権力および権能に従ってそして十分に尊重して、相互に補強し合っておりまた補完的であることを再確認し、そしてこれに関連して主要機関の長の間のもうひとつ国際連合事務局、とりわけ事務総長との協力、調整および情報交換を拡大しさらに確保することの重要性を強調する。

9. 事務総長の優先事項、渡航および国際連合の外で催された国際会合やイベントへの参加を含む最近の活動に関する事務総長による定期的な非公式概況説明の開催の慣行が続いていることを感謝しつつ歓迎し、そしてこの慣行の継続を奨励する。

10. 政府代表部の存在が、国際連合の目的および原則の現実化において支援することに役立っていることを再確認し、総会の有効性および効率性に貢献することにおけるその役割の重要性並びに政府代表部の活動に便宜を図ることにおける事務局の役割を認識し、そしてこれに関連して第 70 会期の総会議長に対し、政府代表部と事務局との間の協力を更に高めるための方法と手段を審議するこのテーマに関する非公式会合を実施することまたこの会合の概要を事務総長に伝えることを招請する。

11. 総会および国際的なまたは地域的なフォーラム並びに国際社会に対する地球規模の懸念事項を扱う組織との間の、並びに適切な場合には、市民社会との継続した交流の重要性および利益をまた再確認し、そして総会の政府間の性質を十分に尊重すると同時に、その関連する手続規則と適合した、適切な行動または措置の探究を奨励する。

12. 国際社会に対する極めて重要な現在の問題についての双方向の包括的テーマ別討論開催の価値を認識し、そして総会議長に対し、参加の適切なレベルおよび全ての利害関係を有する代表団が自らの立場を述べることを可能にし、そして適当と認められる場合に、そのような討論の結果志向的且つ実りの多い成果を促進するために、討論期間中の実質的な双方向の議論のための時間の適切な割当を可能にするため、そのような討論の事前計画に関するものを含んで、一般委員会および加盟国と緊密に協議して、そのような討論を計画することを求め、そしてこれに関連して、一般討論のテーマとして「変形力のあるポスト 2015 開発アジェンダをもたらすことと実施すること」を選択する総会第 69 会期の総会議長の提言を歓迎する。

13. 総会への安全保障理事会の年次報告書の内容および質に関する加盟国の様々な見解を表明している全ての政府代表部およびオブザーバーの代表部に対して宛てられた総会の第 69 会期議長からの 2014 年 12 月 4 日付書簡に留意し、そして適切な場合には、安保理の活動に関するより本質的な情報の報告を含めることを確実にする継続的取組を奨励する。

14. 広報局を含む事務局に対し、総会により負託されたその活動を実行すると同時に、総会の可視性を上げるためにまた国際連合の 70 周年記念に照らして、憲章に規定された、国連の目標の達成に対する総会により行われた貢献についての世界の人々やメディアの認識を高めるためにその取組を続けることを招請する。

15. 事務総長に対し、関連する議事日程議題の下で、事務総長が事務局に宛てられた総会決議の規定を実施すること、を妨げている制約に加盟国の注意を向けさせることを要請する。

作業方法

16. 総会の第 69 会期期間中のその各々の委員会の作業方法についてのアド・ホック作業部会への総会の主要委員会の委員長たちによる概況説明を多とし、そしてこれに関連して主要委員会に以下のことを奨励する。

(a) 部分的な一致や重複を避けると同時にその作業における適切な調整を確保すること。

(b) 各会期の開始の少なくとも 3 か月前、そしてなるべくなら会期の前 6 か月までに、主要委員会の運営部門の選挙を行うこと、そして地域集団に対し時宜を得たやり方でまた 2013 年 10 月 1 日の総会決定 68/505 で定められた暫定取極に従って関連する指名を進めることを求める。

(c) その活動の順調な準備および時宜を得た結論を促進するためそれぞれのイントラネットおよびその他のオンライン・サービスから利益を得ること。

(d) 各主要委員会の範囲内で主要委員会の作業および活動に関する情報の共有を更に高めること。

(e) 総会決議のための交渉過程の管理を更に改善すること。

17. 辞任する主要委員会の委員長に対し、主要委員会の前の会期の最善の慣行および学んだ教訓について後任の委員長に説明することまたその直ぐの後継者に対し書面による所見と学んだ教

訓を提供することを求め、そして主要委員会の後任の委員長および運営部門に対し、その委員会の来るべき会期期間中に実施される活動方法について、自らの選挙の直ぐ後で、加盟国と協議することを奨励する。

18. 2004年7月1日の決議 58/316 の添付文書 C 節、2005年9月12日の決議 59/313 の第7から13項および2006年9月8日の決議 60/286 の添付文書の第Ⅲ群を含む、主要委員会の作業方法の改善に関する関連任務が存在することを再確認する。

19. 各主要委員会に対し、各会期の始めにその作業方法を更に議論することを要請し、そしてこれに関連して主要委員会の委員長たちに、適切な場合には、作業方法を改善する目的で最善の慣行および学んだ教訓について第70会期期間中アド・ホック作業部会に説明することを招請する。

20. 事務総長に対し、総会の第71会期に提出される彼の報告書に、「会議の様式」という表題のついた議事日程議題の下で、加盟国が、執務時間中の国際連合本部会議サービスを利用する追加の経費を負う現在の慣行の根拠に関する情報を、含めることを要請する。

21. 第70会期の始まる時、選出された理事国がその責任を引き継ぐ約6か月前に安全保障理事会の非常任理事国および経済社会理事会の理事国の選挙を実施する決議 68/307 のその決定を想起し、その責任を引き受ける前にその会合や活動を観察するためその選出された理事国を招請している安全保障理事会の現在の慣行を歓迎し、そして安全保障理事会における在職期間中の準備のための適切な機会を選出された理事国に与えるそのような取組を歓迎する。

22. 総会およびその主要委員会が、第70会期に、加盟国と協議して、アド・ホック作業部会の関連する勧告を考慮しつつ、議題を後援している国家の明確な同意を得て、サンセット条項の導入を通したものを含む、総会の議事日程にある議題をそれ以上の2年間続く、3年間続く、クラスタリングおよび排除することについての審議およびそのことの提案を続けるべきことを強調する。

23. それにより総会の議事日程の再活力化に関する指針を採択した、1994年7月29日の総会決議 48/264 を想起する。

24. 関連する手続規則に従って、総会、特に総会の第二および第三委員会、経済社会理事会およびその補助機関、並びに経社理と総会の後援の下で招集された持続的開発に関するハイレベル政治フォーラム並びにその他の関連するフォーラムの議事日程の重複や部分的な一致を避ける必要性をまた想起する。

25. 総会の手続規則の規則 153 および 154 を更に想起し、そして主要委員会の議長たちと事務総長に対し、その各々の職務権限の範囲内で、この規則の遵守を確保することを奨励する。

26. 総会の作業を支援する一般委員会の役割を高めることの重要性を強調する。

27. 特に一般討論期間中、その相互作用性および有効性を最大限に活用することまた会期を通してそのようなイベントの配分を目的に、ハイレベル会合およびハイレベルテーマ別討論を含む、総会の会合の日程計画の調整を高めるため、一般委員会および加盟国と協議して、事務総長、総会議長および主要委員会の議長たちへの総会の招請をくり返し表明する。

28. これにより、一般討論は総会の通常会期の開始後の火曜日に開かれるものとする事また中断無しに開かれるものとする事を、総会が特に決定した、2003年3月13日の決議 57/301 を、これに関連して、再確認し、また会議の日程表を考慮してそして総会の各会期の始めの9月に一つのハイレベル会合を招集する現在の慣行を害することなしに、既存の資源の範囲内から、上半期期間中の将来のハイレベル会合の日程計画を奨励する。

29. 総会の第73会期までの主要委員会の議長の輪番式交替の様式を勧告している、決議 68/505 において総会により承認された暫定取極を想起し、アド・ホック作業部会が、地域集団と協議して、予測可能な、透明なそして公正な手続を確立することを目的とした主要委員会の議長および報告者の選出に関する長期の取極を準備しそして遅くとも総会の第72会期までに総会にそれを提出するという総会の要請をくり返し表明し、そしてこれに関連して、加盟国に対し、提案を提出することまたこの文脈において審議されることになっている主要委員会の議長および報告者の選出に関する指針を含んでいる決議 68/307 の添付文書と共に、総会の第74会期に効力を発することになる将来の取極の結論を得る問題に注意を専念するため早い段階に始めることを招請する。

30. 加盟国に対し、主要委員会の議長の分配においてまた総会議長の地位においてジェンダーの均衡を求めることを奨励する。

31. 加盟国に対し、経費を節約し、環境への影響を削減しそして書類の分配を改善するため、事務局により提供された e-サービスの十分な利用を、可能な範囲で、行うことをまた奨励し、そしてこれに関連して事務局に対し、当該 e-サービスを更に改善し、調和させそして、適当と認められる場合に、統合することを要請する。

事務総長およびその他の幹部の選出と任命

32. アド・ホック作業部会において、事務総長の選出および任命における総会の役割の再活性化の審議を、憲章第 97 条の規定に従って、続けるという総会の公約を再確認し、そして総会の手続規則に規定されている適用可能な手続、とりわけ規則 141 を再確認しつつ、また関連する既存の総会の慣行を認めつつ、1946 年 1 月 24 日の 11 (I)、1991 年 12 月 12 日の 46/77、1993 年 8 月 17 日の 47/233、48/264、1997 年 7 月 31 日の 51/241、1997 年 12 月 15 日の 52/163、2000 年 11 月 3 日の 55/14、2001 年 9 月 7 日の 55/285、2002 年 7 月 8 日の 56/509、2002 年 12 月 20 日の 57/300、57/301、2003 年 12 月 19 日の 58/126、58/316、59/313、60/286、2007 年 8 月 2 日の 61/292、2008 年 9 月 15 日の 62/276、2009 年 9 月 14 日の 63/309、2010 年 9 月 13 日の 64/301、2011 年 9 月 12 日の 65/315、2012 年 9 月 17 日の 66/294、2013 年 8 月 29 日の 67/297 および 68/307 を含む、全ての関連諸決議を想起する。

33. 総会議長に対し、上記諸決議の総会の実施を監視しそして再検討することを求める。

34. 憲章の第 97 条に従った安全保障理事会と総会の役割を考えれば、国際連合システムの組織におけるその他の幹部に関して用いられている過程と異なる事務総長の選出および任命の過程をくり返し表明し、そして事務総長の選出の過程は、最善の慣行と全ての加盟国の参加に基礎を置きつつ、透明性および包括性の原則に基づくべきであることをとりわけ強調する。

35. 総会および安全保障理事会の各議長に対し、時宜を得たやり方で示されることになっている全体の過程の解説および候補者の招請を含む、全加盟国に宛てられた合同書簡を通して事務総長

の地位に対する候補者を懇請する過程を始めることを要請する。

36. 総会および安全保障理事会の各議長に対し、履歴書を含む、添付の文書と共に、事務総長の地位の候補者としての検討のために提出されてきた個人の名前を継続的に全ての加盟国に共同で回覧することをまた要請する。

37. 次の事務総長の選出および任命は 2016 年に行われる予定であることに留意し、その結果として、憲章の第 97 条に記されている主要機関の役割を害することなく、総会議長、とりわけ総会の第 70 および第 71 会期の議長に対し、本決議を含む、関連する諸決議により議長に与えられた役割に従ってこの過程を積極的に支援うることを要請する。

38. 事務総長を含む、国連の幹部の任命について、最高の可能な要件を満たすと同時に、ジェンダーおよび地理的均整に基づく平等且つ衡平な分配を確保する必要性を強調し、そしてこれに関連して、加盟国に対し、事務総長の地位に対する候補者として女性を提案することを考慮することを招請する。

39. 最高水準の能率、能力および誠実を有し且つ国際連合の目的および原則に対する固い公約を示す、事務総長の地位に対する最善の可能性ある候補者の任命を確保する必要性を特に強調し、そして加盟国に対し、証明された指導力および管理上の能力、国際関係における広範囲な経験および強い外交上の、意思疎通のそして多言語の技能をもった候補者を示すことを招請する。

40. 事務総長に対し、国連の幹部および上級管理グループのジェンダー均衡および地域的な出処について合理化されたまた包括的な方法でアド・ホック作業部会に説明することを要請する。

41. 総会が、事務総長の地位に立候補している候補者との聴聞や面接を実施することを提案している、国際連合制度の組織における幹部の選出および勤務条件に関する合同監査団の報告書⁵に含まれた勧告に留意する。

42. 憲章の第 97 条に記された主要機関の役割を害することなしに、参加しない候補者を何等

⁵ A/65/71.

害することなしに、過程の透明性と包摂性に役立っている、事務総長の地位に対する候補者との非公式な対話または会合を実施することを決定する。

43. その中で事務総長が、加盟国との協議に続いて副事務総長を任命することを総会が留意した、1997年12月19日の総会決議52/12B、とりわけその第2項を想起し、そして国連の幹部の任命の過程は、関連する手続規則に従ってまた憲章に規定されたように行うことを強調する。

44. 文書A/69/1007に含まれたようなアド・ホック作業部会の報告書に含まれたものを含んで、総会の第71会期期間中にアド・ホック作業部会の範囲内でそのあらゆる側面において、事務総長の選出および任命に関するあらゆる問題を議論し続ける総会の用意があることを断言する

総会議長事務所の組織としての記憶の強化

45. 総会議長事務所の組織としての記憶の強化および事務局とのその関係並びに実現可能な追加の措置を探究することを継続すると同時に、これに関連し既に遂行された措置についてアド・ホック作業部会に対して総会議長事務所により表明された見解に感謝しつつ留意し、そして総会議長事務局に対して、総会および事務局の総会・会議管理局の経済社会理事会問題部により提供された支援に留意する。

46. 総会の議長に対し、公用渡航を含む、自らの活動について加盟国に定期的に説明する慣行を続けることを奨励する。

47. 総会の各会期の新旧議長を呼び集める、総会強化に関するリトリートを招集する活動を称賛し、そしてこれに関連して、2014年6月26日と27日に開催されたリトリートの議事録の概要⁶に留意する。

48. 次期議長が最善の慣行および学んだ教訓に関して前議長の経験から利益を得ることができるよう、総会議長事務所の組織としての記憶の強化の一部として、総会の次期議長と各理事会の議長との間の交流を奨励する。

⁶ A/69/562、添付文書。

49. 辞任する総会議長に対し、自らの在任期間中の活動の概要をその後継者に伝えることそして学んだ教訓および最善の慣行について説明することを要請し、そして3か月の移行期間中に彼らの間での経験のはっきりしたまた建設的な交換を行うことを奨励する。

50. 次期議長に対し、総会議長事務所における均整のとれたジェンダーおよび地域的代表についての尊重を確保し続けることを奨励する。

51. 事務総長に対し、何らかの技術的、兵站的、プロトコル関連または財政的問題に関するものを含む、総会議長事務所の資金源および人員配置について、また事務局によるそのような支援の提供のための予算的基準に関する一層の説明のために、総会の第70会期にアド・ホック作業部会に対し報告することを要請する。

52. 合意された資源の範囲内から、総会議長事務所が、議長間の移行を、効率的且つ有能なやり方で、調整すること、議長と事務総長との間の交流を扱うことそして組織としての記憶を保存することについての責任を持った、専門の事務局職員を割り当てられることを確保する必要性を強調し、そして総会議長事務所の職員は、時宜を得たやり方で、加盟国の間から配置替えされることが望ましいことを強調する。

53. 総会議長の活動が、近年きわだって増加してきていることに留意し、従前の諸決議における総会議長事務所に対する支援に関する規定を想起し、そして既存の手続、とりわけ総会の手続規則の規則153に従って、事務所を更に支援する方法を探すことにおける継続した利益を表明する。

54. 2016-2017の二年間の提案された予算計画の文脈において、既存の手続に従って総会議長事務所に対する予算割当を再検討する提案を提出するという事務総長に対する総会の要請を想起し、そしてこの点について総会の第70会期の主要部分の期間中にその提案を審議することを期待する。

55. 総会議長事務所を支援する信託基金に対する加盟国の拠出の重要性を強調し、そしてこれに関連して同基金に対して行われた拠出に感謝しつつ留意した加盟国に対し、同基金に対して拠

出し続けることを奨励する。

56. 総会議長に対し、事務局と協力して、議長の役割、任務および活動に関して総会の第 70 会期のアド・ホック作業部会に報告することを要請する。

第 103 回本会議

2015 年 9 月 11 日